

## 指定講習実施機関について

平成 28 年 3 月 31 日

本協会は、消費者庁に指定講習実施機関となるために申請をいたします。本協会が指定講習実施機関になった場合には、以下のとおり、指定講習を実施いたします。

### 1. 指定講習の目的

消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）、消費者安全法施行規則（平成 21 年内閣府令第 48 号。）、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置を定める内閣府令（平成 26 年内閣府令第 17 号。）及び指定講習実施機関に関するガイドラインに基づき、有資格者であっても 5 年以内に 1 年以上の実務に従事したことがない方が、「消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされた者」となるために、指定講習会を実施します。

この講習会を受講することで、適切に消費生活相談に応じることができるよう、消費生活相談員としての職務、知識及び技術を身につけることを目的とします。

消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタントの資格を保有していて、この 5 年以内に 1 年以上の相談業務の経験のない方が、この指定講習を受講することによって、今後 5 年間に限り、「みなし消費生活相談員」となります。

※参考 消費生活相談員資格試験について

国民生活センターHP <http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>

### 2. 指定講習実施期間

平成 28 年度から 5 年間にわたり、毎年、実施します。

### 3. 実施場所、実施時期

※関東支部以外の各支部は、「消費生活相談員養成講座」の一部を指定講習会とします。

平成 28 年度の予定は以下のとおりです。

東北支部

関東支部

中部支部

関西支部

※なお、本協会が指定講習実施機関にならなかった場合は、全額返金いたします。

#### 4. 科目

講習会において実施する科目、その内容については、以下のとおりとします。具体的なカリキュラムは、実施する各支部ごとの要項に定めます。

科目名	内容
1 商品等及び役務の特性、使用等の形態その他の商品等及び役務の消費安全性に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 繊維製品のクリーニングトラブルとその対応</li> <li>・ 食品の衛生・安全性と表示問題</li> <li>・ 欠陥住宅、賃貸借及び有料老人ホーム</li> <li>・ 製造物責任と被害者救済制度</li> <li>・ 広告規制と監視の枠組み</li> <li>・ 電子情報社会を支える技術、ルール及びセキュリティ対策等</li> <li>・ 旅行及び運送サービス</li> </ul> など
2 消費者行政に関する法令に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 製品安全と法制度</li> <li>・ 食の安全と法制度</li> <li>・ 相談対応に必要な法律の基礎概念</li> <li>・ 相談対応に必要な民法の知識</li> <li>・ 訴訟・調停・裁判外紛争解決手続に関わる知識</li> <li>・ 消費者基本法</li> <li>・ 景品表示法</li> <li>・ 消費者安全法</li> <li>・ 消費者契約法</li> <li>・ 特定商取引法</li> <li>・ 割賦販売法</li> <li>・ 個人情報保護法</li> <li>・ 独占禁止法</li> <li>・ 金融・保険（金融商品販売法・金融商品取引法・貸金業法等）</li> <li>・ 多重債務</li> <li>・ 情報通信サービスに関連する法令</li> <li>・ 電子商取引の関連法</li> <li>・ 消費者裁判手続特例法</li> <li>・ 食品表示法</li> </ul> など
3 消費生活相談の実務に関する科目	小論文の書き方 相談の聴き取りと対応方法 消費生活センターにおけるあっせんについて

	消費生活相談事例検討 など
4 消費生活一般 に関する科目	消費者の歴史 国・地方における消費者行政 企業の社会的責任と消費者対応 消費者教育 生命保険と損害保険 業界団体の消費者対応 など
5 消費者のため の経済知識に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景気変動、物価変動の原因と種類及び対策</li> <li>・ 需要と供給の仕組み、産業構造の変化、市場経済のメカニズム</li> <li>・ 企業の役割、経営原理、経営改革及びコミュニケーション</li> <li>・ 市場の変化とマーケティング活動及び消費者行動</li> <li>・ 家族形態の多様化や国民経済と家計の関係</li> <li>・ 家計の収支構造の変化と資金計画</li> <li>・ 今後の社会構造の変化と生活設計の在り方</li> <li>・ 家計に関する税と社会保障費の負担</li> <li>・ エネルギー利用の歴史とエネルギー需給の現状</li> <li>・ 廃棄物処理とリサイクル問題、化学物質の環境問題</li> <li>・ 地球温暖化問題への対応と省エネルギーの現状と対策</li> </ul> など

#### 5. 講習会の修了基準

全科目(5科目)受講と各科目ごとの研修報告書により、修了とするか審査します。講習会の修了基準については以下のとおりとします。

##### ① 受講者の受講状況

休憩時間を除く、講座時間中、全ての時間に出席すること。

##### ② 各受講科目の評価

各科目受講後に、その講座で習得した内容について研修報告書を提出すること。  
なお、審査の結果、修了の要件として不適な内容であった場合は再提出を求めることにいたします。

以上の2点の基準を満たした者に、講習会の修了を認めます。

#### 6. 修了証、受講証明書

本協会が指定講習の修了基準を満たしたと認めた場合、修了証を交付します。

やむを得ず全科目受講できなかった場合、講習科目ごとの受講証明書を交付します。